

様

---

介護予防・日常生活支援総合事業  
第一号事業通所介護相当サービス  
利用契約書・重要事項説明書

社会福祉法人 恵和福社会  
津別町デイサービスセンター

# 介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業契約書

## 第1章 総則

\_\_\_\_\_様（以下「契約者」という）と社会福祉法人恵和福祉会 津別町  
デイサービスセンター（以下「事業者」という）は、契約者が特別養護老人ホーム  
いちいの園における共用施設を使用し、事業者から提供される介護サービス等を受  
け、それに対する利用料金を支払う事について、次のとおり契約（以下「本契約」  
という）を締結します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令（平成9年法律第123号）の趣旨に従い、契約者がそ  
の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援  
することを目的として、契約者に対し、第一号通所事業【介護予防通所介護相当サ  
ービス（以下「介護予防サービス」という）】を提供します。

2 事業者が契約者に対して実施する介護予防通所介護サービスの内容、利用日、利  
用時間は、介護予防通所介護計画に定めるとおりとします。

また、費用等の事項につきましては、別紙『料金表』に定めるとおりとします。

### 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日の令和 年 月 日より令和 年 月 日  
の6ヶ月とします。

但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れが  
ない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条（介護予防通所介護計画の決定・変更）

事業者は、契約者に係る介護予防サービス計画が作成されている場合には、それ  
に沿って契約者の介護予防通所介護計画を作成するものとします。

2 事業者は、契約者にかかる介護予防サービス計画が作成されていない場合でも、  
介護予防通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、  
地域包括支援センターを紹介する等介護予防サービス計画作成のために必要な支  
援を行うものとします。

3 事業者は、介護予防通所介護計画について、契約者及びその保証人等に対して説  
明し、同意を得た上で決定するものとします。

4 事業者は、契約者に係る介護予防サービス計画が変更された場合、もしくは契約  
者及びその保証人等の要請に応じて、介護予防通所介護計画について変更の必要が  
あるかどうかを調査し、その結果、介護予防通所介護計画の変更の必要があると認

められた場合には、契約者及びその保証人等と協議して、介護予防通所介護計画を変更するものとします。

- 5 事業者は、介護予防通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### 第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

#### 第5条（介護保険給付対象外のサービス）

事業者は、契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える介護予防通所介護サービスや、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービス内容及び利用料を具体的に説明し、利用者・事業者のお互いが同意を得て提供するものとします。

- 2 前1項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

#### 第6条（利用日の中止・変更・追加）

契約者は、利用期日前において、介護予防通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日まで事業者に申し出るものとします。

- 2 事業者は、第1項に基づく契約者からサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスが提供できない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

## 第2章 サービスの利用料と料金の支払い

#### 第7条（サービス利用料の支払い）

契約者は、要支援状態に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要支援認定を受けていない場合及び介護予防サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を全額支払うものとします。

（要支援認定後又は介護予防サービス計画後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。）

- 2 事業者は、契約者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日前後に送付し、利用者及び保証人は、連帯して、事業者に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。
- 3 事業者は、契約者又は保証人から1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、

契約者及び保証人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

### 第3章 事業者の義務

#### 第8条（事業者及びサービス事業者の義務）

事業者及びサービス事業所は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合そのほか必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

#### 第9条（秘密保持等）

事業者及びサービス従事者又は従業員は、介護予防通所介護サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその保証人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

#### 第10条（記録）

事業者は、原則として利用者の介護予防通所介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

- 2 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、保証人とその他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

### 第4章 損害賠償

#### 第11条（損害賠償責任）

事業者は、介護予防通所介護の提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、契約者が損害を被った場合、事業者は、契約者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 契約者の契約者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を被った場合、契約者及びその保証人等、連携して事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

## 第5章 契約の終了

### 第12条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 1) 契約者が死亡した場合
  - 2) 契約者が要介護認定において自立又は要介護と認定された場合
  - 3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 4) 事業者の滅失や重大な器物破損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - 5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
  - 6) 第12条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
  - 7) 契約者が介護保険施設に入所した場合
  - 8) 契約者が介護予防特定施設入所者介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合。
- 2 事業者は前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

### 第13条（契約者からの解除）

契約者及び保証人は、事業者に対し、利用中止の意思表示をすることにより契約者の介護予防サービス計画にかかわらず、本契約書に基づく介護予防通所介護の利用を解除・終了することができます。なお、この場合契約者及び保証人は、7日前までに事業者及び契約者の介護予防サービス計画作成者に連絡するものとします。ただし、契約者が正当な理由なく介護予防通所介護実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びご利用いただいた費用を事業者にお支払いいただきます。

### 第14条（事業者からの解除）

事業者は、契約者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本契約書に基づく介護予防通所介護の利用を解除・終了することができます。

- 1) 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2) 契約者の介護予防サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- 3) 契約者及び扶養者が、契約書に定める利用料金を3ヶ月以上滞納し、その支

- 払いを督促したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
- 4) 契約者の病状、心身状態等が著しく悪化し、事業所での適切な介護予防通所介護の提供を超えると判断された場合
  - 5) 契約者又は保証人が、事業者、事業所の職員又は他の契約者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
  - 6) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、事業所を利用させることができない場合
  - 7) 契約者が、正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合、また契約者の入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスを受けられない状態であることが明らかになった場合。

## 第6章 その他

### 第15条（事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

### 第16条（身体拘束等）

事業者は、原則として契約者に対して身体拘束を行いません。ただし自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事業所管理者がその様態及び時間、その際の契約者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載することとします。

### 第17条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

### 第18条（事故発生時の対応）

事業所を利用中に事故が発生した場合は、ご家族に連絡するなど必要な措置を講じるとともに、状況により介護保険者である市町村に連絡いたします。

### 第19条（個人情報の保護）

事業者では、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考え、個人情報保護法ならびに事業者が定めた個人情報保護方針に基づき、適正な取り扱いを推進し、漏えい等の問題に対処する体制を整備します。

- 2 事業者では、利用者の個人情報を内部規定に従って収集するとともに、別紙「利用者様の個人情報の保護について」および「通常の業務で想定される個人情報の利用目的」を示し、あらかじめ個人情報の取扱について、説明し同意を得るものとします。
- 3 「通常の業務で想定される個人情報の利用目的」以外の事柄が生じた場合には、改めて利用者から同意を得るものとします。

#### 第 20 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

## 第一号通所事業重要事項説明書

### 1. 事業所の概要

事業所の名称	津別町デイサービスセンター
所在地・連絡先	津別町字共和25番地1 TEL 0152-76-1300 FAX 0152-76-1300
第一号通所事業の目的	ご利用者様が可能な限り自立した生活を営むことができるよう、介護予防通所介護による日常生活の世話と訓練など必要な支援を行います。さらに、介護するご家族の身体的・精神的負担を軽減できるよう支援いたします。
第一号通所事業の運営方針	事業者は、契約者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、契約者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防の為、適切なサービスの提供に努めます。
管理者	川口祥吾
開設年月日	平成26年4月1日

### 2. 職員体制

従業者の職種	人数(人)
管理者	1以上
生活相談員	1以上
介護職員	4以上
看護職員	1以上
機能訓練指導員	1以上)

### 3. 主な事業の実施地域

津別町

### 4. 営業日

月曜日から金曜日。(但し、12月30日から1月3日を除く)



5. 営業時間

午前8時15分から午後5時00分まで。

6. サービスの提供時間

午前9時30分から午後4時45分までとする。

7. 第一号通所事業の内容

- 1) 身体の介護に関すること
- 2) 入浴に関すること
- 3) 食事に関すること
- 4) 生活機能の向上に関すること
- 5) 個別機能訓練サービスに関すること
- 6) 運動器機能向上訓練サービスに関すること
- 7) 送迎に関すること
- 8) 相談・助言に関すること

8. サービス利用料について

※ サービス利用料については別紙をご参照下さい。

※ 利用料金は毎月10日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の25日までにお支払いください。

お支払方法は、原則、口座振替にてお支払いください。詳しくは、相談員等にお尋ねください。

9. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者	生活相談員 川口 祥吾
	ご利用時間	8:15 ~17:00
	ご利用方法	TEL 0152-76-1300 FAX 0152-76-1300 面接(当事業所相談室)

1) 苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情があったときには、担当者が直ちに相手と連絡を取り、直接訪問する等して、詳しい事情を確認すると共に職員からも状況を確認いたします。
- ・担当者が必要と判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行います。  
(検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する)
- ・検討後、翌日までには具体的な対応を行います(謝罪等)。

- ・ 検討会議の有無に関わらず、記録をし、再発防止に役立てます。

## 2) その他参考事項

- ・ 行政機関その他受付機関

### ① 津別町役場保健福祉課介護福祉グループ介護保険担当

所在地 津別町字幸町4番地

電話番号 0152-76-2151

### ② 北海道国民健康保険団体連合会

所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

電話番号 011-231-5161

10. 第三者評価の有無 有り ・ 無し

## 11. 非常災害時の対策

- ・ 防災設備 自動火災報知機 誘導灯 消火器 非常通報装置等

## 12. 緊急時の対応

事業所は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員もしくは主治医と連携し、契約者から聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

事業所はサービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

## 13. 事故発生時の対応

利用者に対する介護予防通所介護の提供により、事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

また、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

利用者に対する介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償をすみやかに行うものとします。

## 14. 虐待防止について

全ての職員は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に則り、入居者様の人権の擁護・虐待の防止等のため委員会の設置及び研修会の実施又は参加等の対策を講じるものとする。

## 15. 感染防止について

施設はインフルエンザや新型コロナウイルスほか、感染症のまん延を凶る為、委員会の設置や研修会の実施及び参加を行うものとする。

## 16. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。

## 17. ハラスメントについて

適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

## 第一号通所事業サービス利用同意書

介護予防通所介護サービスを利用するにあたり、「第一号通所事業契約書」及び「第一号通所事業重要事項説明書」を受領し、これらの内容に関して説明を受け、これらを十分理解した上で同意します。

私は、本書面に基づいて、社会福祉法人恵和福祉会 津別町デイサービスセンター職員から、利用契約と重要事項の説明を受け、その内容について同意します。

令和 年 月 日

利用者 フリガナ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

保証人 フリガナ 氏名 \_\_\_\_\_ 印（続柄 \_\_\_\_\_）

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

請求書、領収書の送付先

フリガナ 氏名 \_\_\_\_\_（続柄 \_\_\_\_\_）

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

緊急時及び事故発生時の連絡先

フリガナ 氏名 \_\_\_\_\_（続柄 \_\_\_\_\_）

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

事業者 住所 網走郡津別町字共和25番地1  
名前 社会福祉法人 恵和福祉会  
津別町デイサービスセンター  
管理者 川口 祥吾 印  
電話 (0152) - 76-1300